

令和5年5月2日

保護者の皆さま

東大阪市教育委員会

5月8日以降の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、東大阪市立学校園の教育活動に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行することに伴い、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、変更がありますので、お知らせします。また、本市「東大阪市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (R5.4.1 改訂第4版)」も上記移行に伴い、廃止いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、今後もお子さまの健康観察にご協力いただき、発熱等の症状がある場合は、ご家庭で療養いただきますようお願いいたします。

なお、本市教育委員会としましては、今後も本市学校園と協力し新型コロナウイルス感染症対策を講じながら教育活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【変更点および留意事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症の第2種の感染症への追加
第2種感染症の例・・・インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎、風しん、水痘など
② 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(例1)

Table with 7 columns (0日目 to 6日目) and 3 rows (発熱, コロナ感染判明, 出席停止).

(例2)

Table with 9 columns (0日目 to 8日目) and 3 rows (発熱, コロナ感染判明, 出席停止).

- ③ 濃厚接触者の取扱いについて
同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の濃厚接触者の取扱いはなくなりましたので、登校園できます。

④ マスクの着用について

文部科学省通知に基づき、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことを基本としますが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、発症から10日を経過するまでマスクの着用を推奨します。

ひがしおおさかしきょういくいいんかい  
東大阪市教育委員会

がっこうきょういくぶ  
学校教育部

きょうしよくいんか  
・教職員課

TEL. 06-4309-3275

がっこうきょういくすいしんしつ  
・学校教育推進室

TEL. 06-4309-3268